

令和8年度清水が丘学園児童指導員募集案内

1 募集職種

清水が丘学園児童指導員

2 職務内容

入所児童の生活指導、学習指導等の自立支援（変更の範囲）雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

3 採用予定人数

2人

4 勤務条件

- (1) 職 の 区 分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任 用 期 間：令和8年12月1日～令和9年3月31日
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新は2回を上限）
- (3) 勤 務 地：清水が丘学園（熊本市北区打越町38-1）（変更の範囲）変更なし
- (4) 勤務時間等：1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内とし、1日あたりの勤務時間は6時間又は5時間
6時間の場合 10：00～17：00（うち休憩1時間）
5時間の場合 11：00～17：00（うち休憩1時間）
※勤務開始、終了時間は変更になる場合があります。
※土曜、日曜、祝日が勤務日になる場合があります。
- (5) 休 暇 等：年次有給休暇 あり（6ヶ月間継続勤務した場合）
※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（産前産後休暇等）あり
- (6) 報 酬 等：①報酬日額 6時間：7,428円～8,811円
5時間：6,190円～7,342円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月
④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月
※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）
※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）
- (7) 社 会 保 険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (8) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (9) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、正式採用されないことがあります。

(10) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(11) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

(12) 特記事項：本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①（参照条文）をご参照ください。

5 受験資格

児童に対し、愛情と理解があり、職務遂行の熱意と見識を有する方

※次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

- (1) 日 時：令和8年10月19日（月） 午前10時00分から
- (2) 試験会場：熊本県立清水が丘学園（熊本市北区打越町38-1）
- (3) 合格発表：令和8年10月27日（火）

8 応募方法

- ・ 応募者は、令和8年9月29日（水）から同年10月13日（火）までの間に、①「申込書」、②「官製はがき（申込書の下部を切り取り貼り付けたもの）」を熊本県立清水が丘学園総務課へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し

込む場合は③ハローワークの「紹介状」も添付してください。）

- ・持参の場合、受付時間は、平日８：３０～１７：１５までとなります。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便にしてください。（１０月１３日必着）
- ・応募者が４名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

【問い合わせ先】

〒８６１－００８６ 熊本市北区打越町３８－１ 清水が丘学園 総務課

電話 ０９６－３４４－７６００